

陳情の提出について（提出の手引き）

1. 陳情とは

市政に関する皆さんの要望や意見を市議会に提出することができます。この制度を「請願」「陳情」といいます。

議員の紹介のあるものを「請願」、ないものを「陳情」として取り扱います。

▽請願と陳情の違い▽

	議員の紹介	委員会での審査	本会議での審議
請 願	必要	行う	行う
陳 情	不要	行う(※)	行わない

(※)陳情は、委員会で審査されない場合があります。詳しくは1ページ下段「▽陳情の提出にあたっての注意事項▽」をご確認ください。

2. 陳情の提出方法と注意事項

▽提出先と各定例会での受付期日▽

陳情は、議会事務局（議会棟3階）で随時受け付けています。ただし、各定例会で審査される「陳情」の**受付期日は、常任委員会開催の5日（市の休日を除く）前の午後5時まで**です。期日を過ぎて受け付けたものは、その次の定例会で審査されます。

※陳情の提出にあたっては、提出書類や審査手順などをご案内しますので、事前に議会事務局（Tel.0798-35-3377）にご相談いただければ幸いです。

▽陳情の提出にあたっての注意事項▽

次の「陳情」は、原則として議長の供覧とされ、委員会で審査されません。

- ①市民でない方から提出されたもの
- ②直接議会事務局に持参されなかったもの

また、次のような「陳情」については、委員会で審査されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ①特定の個人及び団体に対する誹謗中傷
- ②名誉毀損や信用失墜のおそれがあるもの
- ③個人の秘密の暴露
- ④裁判で係争中の事件に関わるもの
- ⑤すでに願意が達成されているもの
- ⑥市の権限に属さないもの
- ⑦実現性のないもの

3. 陳情の提出書類と書類作成上の注意事項

(1) 陳情書（全般）

- ①様式・記入例などを参考に陳情名、陳情趣旨、陳情事項を日本語で記入し、議長宛てに提出してください。
- ②陳情者の住所・連絡先の記載と、署名または記名・押印が必要です。
(陳情者が団体の場合は、団体の名称・所在地・連絡先の記載と、代表者の署名または記名押印が必要です。)
- ③陳情者が複数名の場合、代表者を定めてください。定めのない場合は、筆頭者を代表者とします。
- ④議員の紹介は不要です。
- ⑤内容が異なる場合、別々の陳情として提出してください。
- ⑥原則、提出書類はすべて A4 サイズの用紙を使用してください。

(2) 本人確認書

- ①陳情書を提出する際は、あわせて本人確認書を提出してください。
- ②陳情名と陳情者の住所・氏名（押印いただく場合は印影も）は陳情書と必ず一致させてください。

※本人確認書の提出がない場合、陳情は委員会では審査されません。

(3) 署名簿

- ①陳情者が多数の場合、代表者の氏名を陳情書に記載した上で、代表者以外の方は署名簿に記載して、陳情書に添付してください。なお、署名簿に記載の方も陳情者となりますので、ご承知おきください。
- ②「陳情名」と「陳情事項」は、**陳情書と必ず一致**させ、陳情者として陳情に賛同していることが分かるようにしてください。一致しない場合は、記載された方を陳情者として受け付けることができません。
- ③氏名は署名または記名・押印し、住所を記載してください。
- ④署名簿の1枚目の右上に、記載された全員の合計人数を記載してください。

(4) 陳情訂正の届出

一度、提出した陳情書の本文を訂正する必要がある場合は、陳情訂正の届出の提出に加え、訂正後の陳情書を再度ご提出ください。

※訂正の届出を提出する場合は、事前に議会事務局（0798-35-3377）へご連絡ください。

提出にあたっては、陳情名は必ず陳情書と一致させ、**委員会の審査日の2日（市の休日を除く）前まで**にご提出いただくようお願いします。

4. 陳情の審査と審査後の取扱い

▽受付後の流れ▽

各定例会における常任委員会開催の5日（市の休日を除く）前の午後5時まで
に受け付けた「陳情」は、その定例会で審査を行います。

なお、所管委員会名及び審査予定日について、委員会審査日の前日までに、陳
情者（代表者）へ連絡します（電話又は窓口にて口頭）。

審査結果には次のような種類があります。

- | | | |
|-------------|-----|-----------------|
| ① 採択すべきもの | ・・・ | 趣旨が妥当と認められるもの |
| ② 不採択とすべきもの | ・・・ | 趣旨が妥当と認められないもの |
| ③ 結論を得ず | ・・・ | 上記の結論が出せないもの |
| ④ 審査不要 | ・・・ | すでに趣旨が達せられているもの |

▽審査結果の通知▽

定例会終了後、代表者の方に文書でお知らせします。

▽内容や審査結果の公開▽

委員会で審査された陳情は、「陳情」の内容に加えて、**陳情者（代表者）の氏名・
住所（町名まで）をホームページでも公開します**ので、あらかじめご承知おきく
ださい。

※ 何かご不明な点があれば、議会事務局へお問い合わせください。

【連絡先】

議会事務局 議事調査課

Tel.0798-35-3377

Fax.0798-33-6380

E-mail : giji@nishi.or.jp